

江戸川区共同出展ブース 出展規約

出展企業は、江戸川区（以下「区」という。）が定める本出展規約及び展示会において定められた規約を遵守しなければなりません。これらに違反していると区が判断した場合、その時期を問わず出展申込のお断り、または出展決定の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。その際、判断根拠は公表いたしません。また、これにより発生するすべての損害に対し、補償を行いません。

1. 応募条件

- (1) 江戸川区内に本社を有しており、自社の製品や技術等を積極的にPRする中小製造業者であること。なお、区が各展示会への出展が適当でないとして判断した場合は、出展をお断りすることがあります。
- (2) 展示会の会期中は、開始時刻から終了時刻まで最低1名の説明員をブースに配置すること。
- (3) 各種出展関係書類の記載内容に虚偽がないこと。
- (4) 出展者及び内容が、関連法令に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、特定の政治思想や啓蒙活動に関連すると思われるもののほか、各展示会の趣旨にそぐわないと区が判断した場合、出展受付は無効とし、発生する損害等に対し、区は一切の責任を負わないものとします。

2. 出展者決定

出展を希望する企業は、区が指定する申込書を期限までに提出するものとします。区は申込内容について、展示会の目的に相当と認められる者の中から申し込み順で出展企業を決定します。ただし、江戸川区共同ブースの過去の出展回数が少ない企業を優先します。

3. 出展料の請求と支払い

区はお申込み後、出展者として決定した者に出展料として200,000円を請求します。支払いは区が指定する金融機関口座への振込によるものとし、振込手数料は出展者が負担するものとします。期日までに支払いが確認できない場合は、出展のキャンセルとして取り扱います。

4. 出展のキャンセル

区が出展者を決定した後、原則として出展キャンセルは認めません。ただし、やむなく出展キャンセルを希望される場合は、取消理由書（文書）を提出し、区の了承を得るものとします。

申込者の事由により出展をキャンセルした場合、区は出展料の全額を請求することができます。

5. 江戸川区ブース内の出展位置の決定

原則として、出展お申込み後に開催される出展者説明会において抽選で決定します。

6. 展示スペースの転貸等の禁止

出展者は割り当てられた出展小間の一部あるいは全部を区の承認なしに、転貸、売買、交換、譲渡できません。

7. 展示スペースの施工・装飾

区が委託した施工・運営担当会社が各共同出展者の展示スペースの装飾も含めた江戸川区ブースの装飾を行いません。共同出展ブースとしての統一感を維持するため、独自の追加装飾(展示物以外)は原則できません。

8. 展示物の管理と免責

展示物及び資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示小間を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生じる損失または損害について、区は一切の責任を負いません。

9. 法的保護等

各展示会開催期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生するトラブルについては、区は一切の責任を負いません。知的財産権等は出展者の責任において対応するものとします。

10. 展示会の開催中止・会期変更・出展の辞退

天災や疫病、その他の不可抗力により展示会が開催困難となった場合、展示会主催者は開催期日の変更、短縮もしくは中止することがありますが、生じた一切の損害について区は責任を負いません。また、天災、その他の不可抗力により区の判断で出展を辞退する場合も同様に取り扱いします。なお、徴収している出展料については、区が支払うべき経費を払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。

11. 個人情報の取扱い

(1) 区が江戸川区ブース共同出展において取得した出展者の個人情報は、区にて厳重に管理した上で下記のとおり利用させていただく場合がございます。

(ア) 区及び施工・運営担当会社と共同で利用させていただき、必要に応じて施工・運営担当会社の担当者より、出展者に直接連絡をとらせていただくことがあります。

(イ) 江戸川区で実施する事業案内等に利用させていただくことがあります。

12. 反社会的勢力の排除

出展者は反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定めによる暴力団及びその関係団体等をいう。）でないことを確約したものとし、反社会的勢力である事実が判明した場合、区は出展を取り消し、当該出展者に対して展示会等に関わる損害の一切の責任を負いません。また不当行為があった場合には、法的措置（民事・刑事）を講じることとします。